

Q&A滞在地の不在者投票

Q1: 出張先・旅行先で選挙に投票するにはどうしたらよいですか？

⇒ 不在者投票制度をご利用ください。
不在者投票をするためには、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙等を請求していただく必要があります。
「投票のご案内」が届いていましたら、裏面の宣誓書に記入して選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、郵便等で請求してください。
「投票のご案内」が届いていない場合は、市ホームページから請求用紙をダウンロードできます。

手続きの概要は、市ホームページで紹介していますが、詳細は登録されている区の選挙管理委員会にお問合せください。

Q2: 最近市外に転出しました。転出先で投票するにはどうしたらよいですか？

⇒ 不在者投票制度ご利用ください。
不在者投票をするためには、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙等を請求していただくこととなります。
「投票のご案内」が届いていましたら、裏面の宣誓書に記入して選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、郵便等で請求してください。
「投票のご案内」が届いていない場合は、市ホームページから請求用紙をダウンロードできます。

手続きの概要は、市ホームページで紹介していますが、詳細は登録されている区の選挙管理委員会にお問合せください。

なお、知事選挙、県議会議員選挙、市長選挙及び市議会議員選挙では、転出によって投票できない場合があります。